

# トヨタモビリティ東京株式会社(公取協会員) に対し、公正取引委員会が「警告」 —新車の「抱き合わせ販売」(独禁法違反のおそれ)—

公正取引委員会は、2025年4月10日付で、トヨタモビリティ東京株式会社(公取協会員)が、特定の新車の販売に併せて、オプションの購入等をさせていた疑いがあることから、独占禁止法第19条(不公正な取引方法第10項(抱き合わせ販売等))の規定に違反するおそれがあるとして、以下のとおり、同社に対し、今後、同様の行為を行わないよう警告を行いました。

## <警告の相手方>

名 称	トヨタモビリティ東京株式会社
所 在 地	東京都港区芝浦四丁目8番3号
代 表 者	代表取締役 佐藤 康彦

## <警告の概要(4月10日付)>

- 1.1)遅くとも令和5年6月頃から令和6年11月頃までの間、トヨタ自動車製の自動車である「アルファード」、「ヴェルファイア」又は「ランドクルーザー」(以下、「特定トヨタ車」)の新車の購入を希望する者に対し、不当に、特定トヨタ車の販売に併せて、
  - ①同社が販売するボディコーティングの購入
  - ②同社が販売するメンテナンスパックの購入
  - ③同社が指定するトヨタファイナンス株式会社とのクレジット契約の締結
  - ④同社による購入希望者からの自動車の下取りをさせていた疑いがある。
- 2)令和6年11月頃、特定トヨタ車の販売業務に従事する従業員に対し、前記1)の行為を行わないよう指示するなどしていた。
2. 前記 1.1)の行為は、独占禁止法第19条(不公正な取引方法第10項(抱き合わせ販売等))の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、同社に対し、今後、同様の行為を行わないよう警告した。

## <トヨタ自動車及び自販連に対する要請>

公正取引委員会は、自動車販売業者において、本件と同様の行為が行われることを未然に防止する観点から、抱き合わせ販売等の禁止を含む独占禁止法の遵守について、

1)トヨタ自動車に対し、特定トヨタ車等を販売する全国の販売店に

2)自販連に対しては、会員である全国の自動車販売業者等に

それぞれ周知するよう要請した。

○「警告」の詳細については、以下の公正取引委員会ホームページをご覧ください。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250410dai2.html>

当協議会は、本件と同様の問題について、2024年11月15日付のインフォメーション（「新車の不適切な販売方法について」）により、独占禁止法に違反（「抱き合わせ販売」に該当）するおそれがある旨、注意喚起を行っております。

会員各社におかれましては、このような、独占禁止法に違反するおそれや、消費者の不信を招くおそれのある「不適切な販売」を行うことのないよう、改めて社内における周知徹底をお願いいたします。

○「注意喚起」の詳細については、以下の公取協ホームページをご覧ください。

[https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc\\_info/aftcinfo\\_20241115.pdf](https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo_20241115.pdf)

この件に関するお問い合わせは…

一般社団法人自動車公正取引協議会 業務本部 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112